

平成十六年政令第三百六十九号

船員職業安定法施行令

内閣は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十六条第一号、第八十九条第十二項、第九十条第六項並びに第九十二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）

第十五条第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条及び第五条（法第八十九条第一項の規定により適用される場合を含む。）の規定

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条、第三十六条第一項及び第二項、第四十七号第一項第四号（同法第四十一条第一項第二号の規定に係る部分に限る。）、第五十三号第一項及び第二項、第六十二条第一項（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて適用する場合を含む。）、第六十五号の三第二項及び第二項、第六十六号（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において適用する場合を含む。）、第六十七号第一項、第六十七号の二第一項、第六十九号、第七十四号第一項及び第二項、第七十八号、第八十五条第一項及び第二項、第八十六条第一項、第八十七号、第八十八号、第八十八号の二の二第二項、第八十八号の三第一項並びに第八十八号の四第一項の規定（これらの規定が法第八十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第九十二条第一項の規定並びに第四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三 法第十五条第三項（法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、法第四十二条第一項において準用する法第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項、法第四十四条第一項、第四十五条（船舶所有者に係る部分に限る。）及び第四十六条、法第四十八条第一項において準用する法第十六条第一項（船員の募集を

行う者が船舶所有者である場合に限る。）及び第二項（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、第十九号（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）並びに第二十一条（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）、法第五十二条において準用する法第十六条第一項（船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る。）及び第二項並びに法第四十四条（船員の募集を行う者（船舶所有者である場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定

四 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定

五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第二項（法第九十一条の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二項（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定

六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七号まで、第九号第一項から第三号まで、第十一号第一項及び第二項（同法第三十一条の三第二項、第十七号第二項及び第十八号第二項において準用する場合を含む。）、第十一号の三第一項、第十二号並びに第十三号第一項の規定（これらの規定が法第九十一条の規定により適用される場合を含む。）

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六号第一項、第九号の三第一項、第十号、第十二号第一項、第十六号（育児・介護休業法第十六号の四及び第十六号の七において準用する場合を含む。）、第十六号の三第一項、第十六号の六第一項、第十九号第一項（育児・介護休業法第二十号第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項から第三号まで、第二十三条の二、第二十五条第一項及び第二項（育児・介護休業法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第

二十六号の規定（これらの規定が法第九十一条の二の規定により適用される場合を含む。）（法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第二条 法第三十五条第一号の労働に関する法律

の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第百七条及び第百十八号第一項（同法第六号及び第五十六号の規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が法第八十九条第一項又は労働者派遣事業に關する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四号第一項の規定により適用される場合を含む。）

二 船員法第百二十九号（同法第八十五号第一項の規定に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同法第百三十五号第一項の規定（これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三号、第六十四号、第六十五号（第一号を除く。）及び第六十六号の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七号の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九号第五十号及び第五十一号（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 労働者派遣法第五十八号から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る労働者派遣法第六十二条の規定

六 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八号、第四十九号（第一号を除く。）及び第五十一号（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九号、第二十号及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二号の規定

八 育児・介護休業法第六十二号から第六十四号までの規定及びこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十五号の規定

九 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三号及び第三十四号（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八号、第百九号、第百十号（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一号（第一号を除く。）及び第百十二号（第一号（同法第三十五号第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三号の規定（法第五十六号第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第三号 法第五十六号第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第百七条（法第八十九号第一項又は労働者派遣法第四十四号第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第百八十八号第一項（同法第六号及び第五十六号の規定に係る部分に限る。）、第百九号（同法第六十六号、第十七号、第十八号第一項及び第三十七号の規定に係る部分に限る。）、及び第百二十号（同法第十八号第七項及び第二十三号から第二十七号までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第百二十一条の規定

二 船員法第百二十九号（同法第八十五号第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十号（同法第三十三号、第三十四号第一項、第三十五号、第四十五号及び第六十六号（同法第八十八号の二の二第四項及び第五項並びに第八十八号の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、第百三十一号第一号（同法第五十三号第一項及び第二項、第五十四号、第五十六号並びに第五十八号第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号の規定並びに当該規定に係る同法第百三十五号第一項の規定（これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三 法第八十九号第八項の規定により適用される船員法第百二十九号から第百三十一号までの規定

- 四 職業安定法第六十三條、第六十四條、第六十五條（第一号を除く。）及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
- 五 最低賃金法第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十九條、第五十條及び第五十一條（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 七 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
- 八 労働者派遣法第五十八條から第六十一條までの規定及びこれらの規定に係る労働者派遣法第六十二條の規定
- 九 港湾労働法第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）及び第五十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律第十九條、第二十條及び第二十一條（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十一 育児・介護休業法第六十二條から第六十四條までの規定及びこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十五條の規定
- 十二 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二條、第三十三條及び第三十四條（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定
- 十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十條、第八十一條、第八十條（同法第四十四條の規定に係る部分に限る。）、第八十一條（第一号を除く。）、及び第八十二條（第一号（同法第三十五條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三條の規定
- 十四 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第八十條、第八十九條及び第九十一條の規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律五十七号）第九十九條及び第九十二條の規定

（船員法の規定を適用する場合の説替え）	
第四條 法第八十九條の規定により同條第一項に規定する乗組み派遣船員（次条において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六條第二項第三号に規定する派遣就業に關し船員法の規定を適用する場合における法第八十九條第十三項の規定による船員法の規定の技術的説替えは、次の表のとおりとする。	
読替え読み替読み替える字句に係るえられ船員法する字句	
第三十條第一項第一條第一項の規定（船員職八條	第三十條第一項第一條第一項の規定（船員職八條
第四十條第八十條船員職業安定法第八十九條第五二第一項又される第八十七條第一項の規定は第二又は同條第二項の規定	第四十條第八十條船員職業安定法第八十九條第五二第一項又される第八十七條第一項の規定は第二又は同條第二項の規定
第六十條前條第八十條船員職業安定法第八十九條第五三條一項の規定により適用される前條第六十條第六十條第六十四條の規定並びに船員職六條	第六十條前條第八十條船員職業安定法第八十九條第五三條一項の規定により適用される前條第六十條第六十條第六十四條の規定並びに船員職六條
第七十條第八十條船員職業安定法第八十九條第五四條第七條第七條の規定により読み替えて適用は第二又は同條第二項の規定	第七十條第八十條船員職業安定法第八十九條第五四條第七條第七條の規定により読み替えて適用は第二又は同條第二項の規定
第八十條第二項船員職業安定法第八十九條第五八條の規定により読み替えて適用される第二項の規定	第八十條第二項船員職業安定法第八十九條第五八條の規定により読み替えて適用される第二項の規定
第八十條第三項船員職業安定法第八十九條第五八條の規定により読み替えて適用される第三項の規定	第八十條第三項船員職業安定法第八十九條第五八條の規定により読み替えて適用される第三項の規定

第八十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第四項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第八十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第四項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第三項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第三項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第二項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第二項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定
第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定	第九十條前項の船員職業安定法第八十九條第五三條第一項の規定により読み替えて適用される前項の規定

読替えに読み替えら読み替える字句に係る法律れる字句	読替えに読み替えら読み替える字句に係る法律れる字句
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定により読み替えて適用される船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第五項の規定

第五條

（船員災害防止活動の促進に関する法律の規定を適用する場合の説替え）

遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者に関し船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一

を適用する場合の読替え)

六条 法第九十二条第一項の規定により同項に規定する労働関係に関し船員法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六條 法第九十二條第一項の規定により同項に

規定する労働関係に關し船員法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による船員法の規定の技術的謊替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る船読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	---------

第七十八條第、	手当及び食費	及び手当
---------	--------	------

第二百十四條	失業手当、送還手当、傷病手当
--------	----------------

一項	傷病手当	
----	------	--

第二百十四条 雇止手当又は予後手予後手当

第百十五条	失業手当、雇止手当、災害補償
-------	----------------

送還の費用 送還手
当又は災害補償

第二百一十一条次に掲げる者	第一号に掲げる者
---------------	----------

の二	我ける者	(賃金の支払の確保等に関する法律施行令の規
----	------	-----------------------

定を適用する場合の読替え)

第七条 去第九十二条第四頁の規定による資金の

支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年）

年政令第六十九号)の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替え	読み替えられる字句
------	-----------

る賃金の支	る字句
払の確保等	

に關する法

律施行令の 規定		
-------------	--	--

第五条		割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償もしくは当 休日手当若しくは該退職に 係る	賃金及び基準退職日にした賃金 退職に係る	割増手当及び歩合金並びに歩合金 基準退職日にした退職に係 る補償休日手当及び
附則		この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。		
附則（平成一七年九月三〇日政令第三一四号）抄				
（施行期日）				
第一条 この政令は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十四号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。				
附則（平成一九年三月二八日政令第七三号）				
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。				
附則（平成二〇年四月二五日政令第一五一号）				
この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年七月一日）から施行する。				
附則（平成二〇年七月二六日政令第二三〇号）抄				
（施行期日）				
1 この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年七月十七日）から施行する。ただし、第五条の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。				
附則（平成二二年二月二四日政令第二九六号）抄				
（施行期日）				
第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。				
附則（平成二二年三月二五日政令第四〇号）				
この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び				

雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日
(平成二十二年六月三十日)から施行する。

附則 (平成二十四年八月二〇日政令第二
一一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附則 (平成二五年一月二三日政令第二
〇号)

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年三月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日政令第二
四〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年四月七日政令第一三
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十九
年十一月一日)から施行する。

附則 (平成二九年六月三〇日政令第二
七六号)

この政令は、平成三十年一月一日から施行す
る。

附則 (令和四年一月四日政令第六号)
抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(令和四
年四月一日)から施行する。

(船員職業安定法施行令の一部改正に伴う経過
措置)

第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の
船員職業安定法施行令第二条第五号の規定の適
用については、同号中「規定及び」とあるのは
「規定及び働き方改革を推進するための関係法
律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十
一号) 附則第八条第一項後段の規定により読み
替えて適用する労働者派遣法第六十一条(第四
号に係る部分に限る。の規定並びに)」と「第
六十二条」とあるのは「第六十二条の規定並び
に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の保護等に関する法律等の一部を改正す
る法律(平成二十七年法律第七十三号) 附則第
六条第六項の規定及び当該規定に係る同条第七
項」とする。

附則（令和四年一月一九日政令第二三
号）抄

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和五年一月二四日政令第三
四号）

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。